

山形県庄内児童相談所長 様

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する
第三者評価
報告書

(令和7年度3月)

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

J-Oschis
日本児童相談業務評価機関

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法

一般社団法人 日本児童相談業務評価機関は以下の方法で山形県庄内児童相談所一時保護施設の子どもの生活・支援に関する第三者評価を実施した。

●評価の方法

2024年度こども家庭庁調査研究事業「【改訂版】一時保護されたこどもの生活・支援に関する第三者評価の手引き（案）」（三菱UFJリサーチ&コンサルティング）を用いて、次の方法で実施した。

1 各所アンケート

・ 自己評価アンケート

67項目について、一時保護施設職員それぞれに自己評価を行ったうえで所全体のとりまとめ評価を実施し、とりまとめ評価を所としての自己評価の結果とした。職員それぞれの評価ととりまとめ評価を評価員が送付を受けた。

・ こどもアンケート

アンケート実施期間内に当該一時保護施設へ入所中のこどもに対してアンケートを実施した。回答を集計し、結果を評価者が送付を受けた。

2 事前準備資料

評価に必要なと思われる次の資料を施設から徴し、評価者が精査した。

事業概要（福祉行政報告例）、組織図、業務分掌、勤務表、時間外勤務実績、年次有給休暇実績、平面図、事業計画（行事計画、研修計画等）、子どもに対する説明資料（権利ノート、生活のしおり、日課表、学習時間割表）等

3 実地調査

- (1) 申し送り会議や観察会議への立ち合い
- (2) 施設見学
- (3) 全体状況について聴き取り(所長、マネジメント層より)
- (4) 新人職員ヒアリング(経験年数の少ない保育士、児童指導員、心理士 等)
- (5) 会計年度任用職員ヒアリング
- (6) こどもヒアリング(当日、呼びかけに応じてくれたこども)
- (7) 相談部門ヒアリング(相談部門のマネジメント層)
- (8) フィードバック

4 報告書の提出

●評価項目の評価

ガイドラインの評価基準に従い、各評価項目は、S～C の4段階で評価した。

評価ランクの考え方

評価ランク	評価基準
S	優れた取り組みが実施されている 他一時保護施設が参考にできるような取り組みが行われている状態
A	適切に実施されている よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	取り組みが十分でない 「A」に向けた取り組みの余地がある状態
C	重点的に改善が求められる、または実施されていない

— 目次 —

一時保護施設の子どもの生活・支援に関する 第三者評価の実施方法	1
目次	3
総評	
総評	4
第Ⅰ部 こども本位の支援	8
第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制	11
第Ⅲ部 一時保護施設における支援	14
第Ⅳ部 一時保護施設の管理運営	17
アンケート結果	
こどもアンケート結果	18

総評

(2025年9月2日(火)～3日(水) 実地調査実施分)

総 評

設備や職員配置等に多くの課題や制約がある中で、個人の力量とチームワークのもと、現場の職員が、努力と工夫を重ねながら、子どもの安全と生活を懸命に守っています。舎監による清掃が行き届いた施設内は、老朽化にもかかわらず清潔感があり、新設の施設にはない丁寧な生活を感じさせる環境が整備されています。職員は、子どもたちに対して、一人ひとりを大切に、あたたかく接しており、子どもの権利擁護、子どもの意見の尊重という視点も常に意識されています。また、相談部門との連携も大切にされており、随時必要な情報共有がなされています。

しかし、一時保護施設の設備及び運営に関する基準（以下「設備運営基準」といいます。）に対応できていない老朽化した設備や、本来あるべき職員体制の欠如は、子どもたちの生活環境や権利保障に深刻な制約をもたらし、そのために現場の職員にも大きな負荷がかかっているようです。

そして、そのような現実的な制約の中で、安全重視の管理的な対応や職員体制の都合によって子どもの生活が過度に制限される傾向が見られます。子どもからの意見に対しても、制約があることを前提として、対応できるものには対応するができないものは仕方がない、という一方的な応答になりがちです。

さまざまな困難の中で深い傷つきを抱えた子どもたちが安心して安全に過ごせる場所であることは、一時保護施設の役割の根幹です。建て替えを含む設備の改善と職員配置の適正化は喫緊の課題であり、早急に対応する必要があります。そして、そのうえで、子どもの意見をきちんと受け止め、「子どもと一緒に一時保護施設の生活を作っていく」という視点をもつことで、よりいっそう子ども本位の支援が充実したものとなることを期待します。

なお、本評価の現地調査は令和7年9月に実施しました。現地調査の際、学習指導員の不在が続き、復帰の目途が立っていないとの説明はあったものの、同年6月に発生した学習指導員による被措置児童等虐待事案については、一切触れられることがありませんでした。調査員は、報告書をまとめる作業をしていた同年10月、県による記者会見の報道によって同事案について知るに至りました。同事案は、被措置児童等虐待という点からも学習支援という点からも、第三者評価を行うにあたって見過ごすことのできない重要な事情です。それにもかかわらずこれに一切触れることなく第三者評価を受けられたことは、大変残念なことでした。第三者評価は、形式的に受審することではなく、一時保護施設が子どもたちのためによりよいものとなるよう、その質の向上をめざすことに意味があります。受審の意義について、あらためてご確認いただくとともに、同事案については、関係者の処分によって終了とすることなく、児童福祉審議会からの意見等も踏まえて、背景にある組織全体の課題を検討し、改善のための機会とされることを強く望みます。

取組み主体	課題、取組むべき事項、具体的な取組み内容の提案 等
職員	<p>設備や職員配置等に多くの課題や制約がある中で、現場の職員の皆さんが、子どもたちが安心して安全に生活できるよう、最大限の工夫と努力を重ねている様子がうかがわれました。</p> <p>子どもたち一人ひとりを大切にしようとする姿勢や、子どもの意見表明に関する新しい仕組みを積極的に取り入れている点も高く評価できる点ですが、子どもと一緒に考え、子どもと一緒に一時保護施設の生活を作っていくという視点をもつことで、よりいっそう子ども本位の支援を充実させることができるように思われます。</p> <p>相談部門との連携についても、随時必要な情報共有を行おうと努力されている様子が見られました。生活をともにし丁寧に子どもと関わっている一時保護施設の職員の強みを活かし、自信をもって、対等に協働できる関係性を築くことを意識されると、子ども本位の支援という観点から、より有益で充実した連携が実現できるのではないかと考えられます。</p>

<p>児童相談所 (一時保護施設)</p>	<p>子どもの生活上の制約を減らし、子どもの要望や視点からの生活が確保される取り組みを検討・実施することが課題であると思われます。</p> <p>一時保護施設では、現場の職員の努力とチームワークによって、子どもの安全を守るためのさまざまな工夫が重ねられていますが、その先にある上記の課題に取り組むためには、設備の老朽化や人員不足による制約が解消されることが不可欠です。一時保護施設の建て替えや設備運営基準を満たす職員配置を実現することについて、児童相談所として、引き続き県に対して強く求めていくことが必要でしょう。</p> <p>現状の設備や職員配置を前提に児童相談所としてできることとしては、スポット的に行われている相談部門職員による一時保護施設への応援を子どもの状況にあわせてより充実させることに加え、たとえば以下のような対応が考えられるかもしれません。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 一時保護施設の日勤者の1人を遅出勤務に変え、夕食後就寝までの時間帯の子どもの支援を手厚くすること。 ② 児童福祉司兼任の保健師の相談部門での業務を減らし、一時保護施設に関わる頻度を高め、一時保護施設における看護師業務を行えるようにすること。 ③ 会計年度任用職員である心理療法士を一時保護施設専任の心理療法担当とし、心理職の立場から心理ケアや保育士への助言を行うこと。 ④ 閉庁時の通告等受付対応について、相談部門の職員が交替で夜間、土曜・休日出勤対応を行い、専門性のある受付対応を可能にするとともに、一時保護施設職員が本来業務である子どもの支援に集中できるようにすること。 ⑤ 一時保護施設の子どもに合わせた食事が提供されるよう、乳児院と協議すること。 <p>こうした具体的な工夫を検討・実施するにあたっては、令和7年度に立ち上げられたワーキンググループでの話し合いの機会なども活用しながら、相談部門の職員と一時保護施設の職員とが協働して、一時保護施設における子どもの支援のありかたを考え、現場の視点からの提案を発信できるとよいと思われます。</p>
<p>設置自治体</p>	<p>設備の老朽化に対する対応と適切な職員配置は喫緊の課題です。子どもの生活にさまざまな制約が生じており、職員の工夫と努力による対応は限界にきています。早急に対応されることを望みます。</p> <p>【設備】</p> <p>現状の設備では、3人を超える子どもが入所した場合、プライバシーのみならず十分な広さが確保されない共同の居室、食堂・リビング・学習室の機能が兼用となっている共用部、構造上プライバシーが十分に保たれない浴室やトイレといった環境のもと、子どもたちは必然的にストレスを抱えやすくなり、対応する職員は疲弊し、管理的な対応を強めざるを得ません。</p> <p>県の社会的養護推進計画では、設備運営基準を踏まえ環境改善に向けた検討を進めるとされていますが、設備運営基準を踏まえた早期の建て替えが不可欠であると思われます。そして、建て替えにあたっては、現場の職員の声を十分に反映させることはもちろん、実際に生活する子どもたちの声を大切にして、子どもの安全が守られ、子ども本位の支援に資する建築計画がなされるような取り組みが望まれます。なお、被虐待ケースが9割に至る</p>

	<p>現状や、虐待の影響、発達特性等により個別の対応を必要とする子どもの増加等を踏まえ、一時保護施設での行動観察の必要性・重要性は高まっています。地理的状況を考えると、小規模な児童相談所であっても一時保護施設の併設は不可欠です。</p> <p>【職員配置】</p> <p>設備運営基準にしたがった適切な職員配置も急務です。同基準の経過措置が終了する令和8年度以降には、看護師・心理療法担当職員の原則配置が必要になります。経過措置終了に合わせて、設備運営基準を満たす職員配置がなされることを強く求めます。学習指導員による被措置児童等虐待事案を契機に、専任の学習指導員が長期にわたり不在となっていた点も大きな問題です。同事案を踏まえて、学習時間を担当する職員を1人から2人に増やす再発防止策を講じた旨の報道がありましたが、学習指導員が2名に増員されたわけではなく、既存の一時保護施設の職員が学習時間に対応しているというのが実情のようです。学習指導員の確保に努めるとともに、教育委員会との連携による教員の派遣や、民間事業者への委託等についても検討の余地があると思われます。</p>
<p>国</p>	<p>とくに地方においては、地理的状況、交通の便等から、小規模一時保護施設は不可欠です。小規模一時保護施設が設備運営基準を満たすための財政支援、予算措置を行い、設備運営基準確保を促進することを求めます。</p> <p>全国の一時保護施設の設備や支援の状況に地域差があることは、調査研究においても明らかになっています。設備運営基準の標準化を進めるために、先進的な一時保護施設取り組みが共有される機会を設けることや、一時保護施設職員の体系的な研修制度の確立について、そのための財政負担を含めて検討されることを望みます。</p>

第 I 部 こども本位の支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【子どもの意見表明権の保障】

一時保護施設では、子ども一人ひとりを大切に、子どもの思いや意見を尊重しようとする姿勢で日常の支援が行われていることに加え、子どもの意見をより多角的に聞くために、意見箱、意見表明等支援員、安全委員会といった多様な仕組みが導入されています。

もっとも、いずれの仕組みにおいても、子どもは意見表明の主体というよりも意見聴取の対象となりがちで、子どもから聴取した意見に対して「できる・できない」を大人が回答するという一方的な対応にとどまりやすく、現状では、子どもと大人との双方向の対話を経て、子どもの意見が生活や支援に十分反映されるというところまでは至っていないようです。子どもたちの様子からは、納得できなくてもそれ以上声をあげず、受け入れられなくてもしかたがないとあきらめる傾向があるように感じられました。子どもの主体性を尊重し、対等な立場で子どもと対話を重ねることを意識した取り組みがなされると、「意見をきかれる子どもの権利」をより実質的に保障することにつながると考えられます。

生活上の要望等について子どもから自由に活発な意見を募る取り組みとしては、「子ども会議」を導入することも一案です。

先進的な一時保護施設の取組みからヒントを得ることも役に立つかもしれません。

【権利ノートと「えみるぶっく」】

一時保護施設では、子どもに権利を伝えるための取組みとして、権利ノートが年代別に作成され、子どもへの説明に活用されています。また、権利ノートとは別に、一時保護施設のルールを説明する資料として作成されている「えみるぶっく」を用いて、単にルールを羅列して提示するだけでなく、なぜルールが必要なのかを子どもに誠実に説明しようとしている点は高く評価できます。

権利ノートや「えみるぶっく」を、より適切に権利について子どもたちに説明するツールとするために、以下の点について、再考の余地があると考えられます。

- ① 説明方法からも記載の分量からも、子ども自身も持っている権利の大切さよりも、「みんなの権利」を大切にするために「ルール」を守ることが必要だということが強く伝わるものになってしまっており、子どもに権利を伝えるためのツールとして適切とはいえません。権利ノートは、子どもの権利条約の内容を踏まえて、子どもが自分のもっている権利について理解することを助ける内容を中心にするのが望まれます。
- ② 子どもが守るべきこととして、ルール、約束、お願い、日課等が示されていますが、権利ノートと「えみるぶっく」の内容が必ずしも一致していないように読めます。さらに、実際の日課やルールと齟齬が生じている事項もあり、混乱を招く可能性がありそうです。権利ノートと「えみるぶっく」の位置づけ・使い分け、記載内容の整合性について、検討・修正されるとよいでしょう。

【生活上のルールと権利制限】

権利ノートにも「えみるぶっく」にも、子どもが守るべき約束やルールが、多数挙げられています。また、私物の持込みや使用も相当程度制限されています。

設備運営基準は、正当な理由なく子どもの権利を制限してはならないとし、私物についても合理的な理由なく持込みを禁止してはならないとしています。

生活上のルールが正当な理由に基づく最小限のものとなっているか、私物の持込み制限に合理的な理由があるかどうかについては、検証・再考の必要があると考えられます。大人だけでその作業をするのではなく、子どもの意見を聞き、子どもと一緒に考えてみることも検討されてはいかがでしょうか。

【個別支援】

子どもの人数が少ない小規模な施設であるため、子どもの人数や年齢に応じて臨機応変に個別の支援がなされていますが、子どものニーズに応じた個別支援というよりも、環境や職員の都合に合わせてやりくりするために個別対応が行われているという側面が強いように思われます。子どもの意見や要望を踏まえ、子どものニーズに応じた個別支援を意識的に取り入れていただくと、より充実した子ども本位の支援になるのではないのでしょうか。

【被措置児童等虐待の防止及び発生時の対応】

学習指導員による被措置児童等虐待事案は、目撃した子どもが職員に報告したことによって発覚したとのことでした。このことは、日頃から暴力をしてはいけないことを子どもに徹底して伝えていること、安全委員会による定期的な聞き取りの実施、職員との間で子どもが報告・相談できる関係性が築かれていること等により、被措置児童等虐待が発生した場合に子どもが適切に対応できる状態にあることが確認されたと見ることもできます。

もっとも、被措置児童等虐待の防止と発生時の対応については、上記被措置児童等虐待事案を振り返り、あらためて検討したうえで、対応のルールについて組織内で認識を共有しておく必要があると思われる。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.1	一時保護の目的に即した理念・基本方針としているか	A
No.2	こどもとの関わりにおいて、こどもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育・支援を行っているか	A
No.3	相談種別にかかわらず、不適切な養育を受けてきた可能性を踏まえた適切な対応をしているか	A
No.4	こどものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.5	個別支援を適切に行っているか	B
No.6	こどもの権利について、こどもに対して適切に説明しているか	A
No.7	こどもが意見や意向等を表明する仕組みがあるか	A
No.8	こどもが一時保護施設以外の第三者に相談できる仕組みがあるか	A
No.9	保護開始にあたり、こどもに対して適切に説明し、理解を得ているか	A
No.10	保護期間中に、現状や今後の見通しについて説明し、こどもの意向を十分に聞いているか	A
No.11	保護解除について、こどもに対して適切に説明し、合意を得ているか	A
No.12	こどもからの聞き取り等にあたり、こどもへの配慮や説明等が適切に行っているか	A
No.13	こどもの援助指針（援助方針）等に対するこどもの意見や意向等に対し、適切に対応しているか	A
No.14	一時保護施設での生活等に対するこどもの意見に対し、適切な対応を行っているか	A
No.15	通信、面会等に関する制限は適切か	A
No.16	一時保護施設における生活上のルールは正当な理由に基づく最小限のものとなっているか	B

No.17	個別対応は適切に行っているか	A
No.18	合理的な理由なく私物の持ち込みを制限していないか	B
No.19	被措置児童等虐待の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	B
No.20	子ども同士での権利侵害（暴力・暴言・いじめ・差別的な発言等）の防止に努めるとともに、発生時の対応を適切に行っているか	A
No.21	国籍、文化、慣習、思想や信教の自由の保障を適切に行っているか	A
No.22	多様な性的指向やジェンダーアイデンティティに配慮した対応をしているか	A

第Ⅱ部 一時保護施設的环境・運営体制

総評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【設備】

施設の清潔さは保たれていますが、すべての面で老朽化が目立ち、子どもの居室の狭さ（6畳を2人ないし3人で使用）、便器の配置等によるトイレの使いにくさ、浴室環境、食堂・リビング・学習室の兼用等多くの点で設備運営基準（常に向上させるよう努める義務とされる項目を含む。）を満たしていません。

現場職員の工夫によって対応されていますが、子どもの視点での生活環境の確保は十分とはいえず、子どもの生活にさまざまな制約が生じています。県に対しては、設備運営基準を遵守した早期の建て替えを求めます。

【管理者】

一時保護施設の管理者は児童相談所長であり、保護専門員が指導教育担当職員の役割を担っています。

管理者である所長には、施設的环境や職員体制、子ども支援等、一時保護施設の運営全般について、改善・向上のための積極的なマネジメント力の発揮が期待されます。そして、そのためには、所長が施設の状況を直接把握し、必要な対応に取り組むことが不可欠です。しかし、所長は隣接する県立乳児院の院長も兼務しており、多忙な状況から、管理者として一時保護施設に十分関わっておらず、指導教育担当職員に負担がかかっているのが現状のようです（この点は、学習指導員をめぐる不安定な状況を把握していながら、改善のための具体的な対応をとることができずに被措置児童等虐待に至ってしまった、今回の事案の背景事情のひとつであるとも考えられます。）。また、乳児院は児童相談所から措置される児童を受け入れる施設であり、乳児院長と児童相談所長とは本来相反関係にあるという問題もあります。

県に対しては、児童相談所長と乳児院長の兼務を解消し、所長の管理者としての業務を強化できる体制を整えることを求めます。一時保護施設の運営体制の強化という観点からは、一時保護施設担当の管理職を配置して、体制を強化することも、現実的な解決方法として検討の余地があると思われれます。

【職員体制】

以下のとおり、一時保護施設が本来配置すべき役割の職種・人員が配置されていないことが、子どもの支援に影響を与えています。現状、職員がカバーすることのできる範囲で工夫と努力を重ね対応されていますが、どうしても、その場その場での応急的な対応にならざるを得ず、支援がつぎはぎになってしまう部分があるように見受けられます。

① 夜間の職員配置

夜間の職員は2人配置されていますが、うち1人は清掃等の環境整備を職務とする舎監であり、直接子どもに対応する夜勤者は1人しかいません。また、夜勤者には会計年度任用職員も含まれており、正規職員が不在の勤務体制には不安があります。さらに、指導教育担当職員を含め職員の大抵が月平均5回の夜勤対応を行っており、夜勤回数の多さに加え、1人夜勤体制のため、実態として適切な休憩時間の確保もできていない状況です。

本来スーパーバイズを行う立場にある指導教育担当職員については夜勤から外し、日中の管理運営体制を充実させるとともに、子どもに対応できる夜勤者2人（うち1人は正規職員）を配置することが望まれます。

さまざまな事情からすぐに体制を整えることが難しいとしても、子どもの就寝時間までの対応を充実させることは、ぜひ検討していただきたいところです。たとえば、現状の日勤・夜勤の2パターンでの勤務体制を変更し、日勤者の1名を遅出勤務にすることにより、より手厚い対応が必要な夕方から就寝時間までの職員2人勤務を確保する等の対応が考えられるかもしれません。

② 男性職員の配置

現在、保育士、舎監を含め一時保護施設の職員がすべて女性であるため、男子児童に対して同性によるケアを提供できない、男子中高生への対応が十分にできないといった問題が生じています。女性保育士が男子児童への対応に不安や限界を感じる場面もあるようです。男性職員を複数配置できるよう、措置を講じる必要があります。

たとえば、保育士に限定せず積極的に児童指導員を配置することや、スペースの問題で男性職員が夜勤をすることが難しいようであれば、上述の遅出勤務を導入して遅出勤務を男性職員が担うようにすることなど、柔軟な検討がなされることを期待します。

③ 看護師の配置

一時保護施設専任の看護師が配置されておらず、日常生活での子どもの健康管理および衛生管理、医療専門職による嘱託医との連携等ができていません。専任の看護師の早急な配置を求めます。

看護師を配置することで、子どもの健康管理や衛生管理に加えて、医療専門職の立場からの子どもへの支援やアセスメントも可能になります。

④ 心理療法担当職員の配置

一時保護施設専任の心理療法担当職員が配置されていないため、日常生活での子どもの心理アセスメント、ケアが十分にできておらず、保育士への助言や子どもの行動の総合的な観察が不十分になっています。

専任の心理療法担当職員についても、早急な配置を求めます。

⑤ 学習指導員

現地調査時、学習指導員は配置されているが長期間不在とのことでした（後に、学習指導員による被措置児童等虐待事案の発生により、不在となっていたことが判明しました。）。この間、代わりの学習指導員は配置されず、相談部門の職員の応援を受けながら、一時保護施設の学習指導担当ではない職員が学習支援等を行いました。報道では、学習指導員による被措置児童等虐待事案への対応として学習時間に職員を2人配置することでしたが、あらたな人員配置がなされたわけではなく、結果的に一時保護施設の職員が学習時間に対応する負担が増えただけというのが現状のようです。

一時保護施設における学習指導のあり方について、あらためて検討し、学習指導員を適切に配置することは、喫緊の課題です。そもそも学習指導員の採用が難しいという状況が続いているという事情があることから、教育委員会との連携による現職教員の派遣や学習指導業務の民間委託などの対応も検討する必要があると思われます。

⑥ 閉庁時間帯の通告等の受付対応

児童相談所の開庁時間以外の時間帯（平日 18 時 30 分以降及び休日）の通告等の受付対応は、一時保護施設の職員が通常業務とあわせて対応しており、夜間帯も含め、当該対応のための職員は配置されていません。一時保護施設の職員は、相談の専門職ではなく、相談対応のための研修も受けていません。また、上述のとおり、実質 1 人勤務の夜間職員体制の中で、通告等への対応が必要になると、本来子どもに関わる仕事が職務として想定されていない舎監に子ども支援を委ねて子どもの支援から離れることとなるという、きわめて不適切な状況が生じています。

通告等に対応する職員の配置や専門事業者への委託等により、この状況を早急に改善することを求めます。

【職員研修】

新任者研修が実施されておらず、OJT に頼っているのが現状です。研修の実施と OJT を適切に組み合わせて行い、着任後の安心できるフォロー体制を確保してください。また、会計年度任用職員や舎監職員に対する研修が十分行われていないことも課題です。

外部研修への参加についても拡充が必要です。直接の参加に限らず、オンライン研修や子どもの虹情報研修センターのライブラリー等を活用することで機会を増やし、職員のキャリアに応じた専門性の確保、維持、向上に向けた研修体系を作成、実施することが必要です。

先駆的な一時保護施設の視察も有益です。地域や規模は異なっても、どのような視点で施設や職員が整備され、業務が実施されているのか、求められるイメージをつかむ参考になるはずです。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.23	一時保護施設としての設備運営基準を遵守しているか	C
No.24	一時保護施設内の生活環境を適切に整備しているか	B
No.25	管理者や指導教育担当職員としての役割が明確になっており、その責務を全うしているか	B
No.26	一時保護施設として必要かつ適切な職員体制を確保しているか	B
No.27	一時保護施設として適切な夜間職員体制を確保しているか	C
No.28	職員の専門性及び質の向上のための取組みを適切に行っているか	B
No.29	職場環境としての法令遵守や職場環境の改善に取り組んでいるか	B
No.30	一時保護施設全体がチームとして運営できているか	B
No.31	児童福祉司や児童心理司と適切に連携しているか	A
No.32	情報管理を適切に行っているか	A
No.33	ICTを活用した業務効率化の取組みを行っているか	A
No.34	医療機関と適切に連携しているか	A
No.35	警察等と適切に連携しているか	A

第Ⅲ部 一時保護施設における支援

総 評

現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等

【日課】

支援マニュアル等の整備が適切に行われており、子どもの状況に応じた日課が実施されています。

幼児期の子どもに対しては、日々の様子に応じて散歩に連れていくなどの柔軟な個別支援の取組みがなされています。一方で、高年齢児の余暇・レクリエーションについては、さらに、子どもの意見を取り入れるなど、年齢や発達段階に応じた内容を反映させることが望まれます。

限られた職員体制の中で可能な限りの工夫や対応が行われていますが、入浴が日中の早い時間帯にならざるを得ないことや、中高生も含めて 21 時 30 分が完全消灯とされているなどの時間的な制約が見られました。夜間は子どもの支援に対応できる職員が 1 人しかいないため、子どもたちをリビングに集めて対応せざるを得ず、施設内の体育館を使用できないなど、子どもの行動制約につながっています。前章でも指摘したとおり、遅出勤務の導入により、子どもの就寝時間まで子どもに直接対応できる職員を 2 人配置することで解消される課題が多くあるように思われます。

【学習支援】

原籍校のオンライン授業を活用するなどの取組みは実施されています。

さまざまな事情で原籍校への登校を実現することが難しい状況にある中、一時保護施設での学習支援は、子どもの学習権を保障するために非常に重要です。加えて、一時保護施設における個別学習支援は、子どもの学習の進捗に応じた支援を行うことで、これまでの学習状況を補完したり、アセスメントを通じて次の行き先でのつまづきを予防したりする重要な役割を果たしています。しかし、学習指導員による被措置児童等虐待事案の発生後、数か月にわたり学習指導員の不在が続いており、子どもの学びの保障の観点から看過できない状況にあります。ガイドラインに従い、早急に子どもの適性や能力に応じた学習を行うための学習指導員を配置する必要があります。

【食事】

乳児院の調理室において調理された食事が、適時に適温で提供されています。年に 2 回、乳児院と一時保護施設の間で食事に関する細かな課題が協議され、必要な改善も行われています。

一方で、食事内容が乳児院に入所している子どもに合わせたメニューや味付けとなっているため、学齢児童、とくに中高生にとっては必ずしもニーズに応じた食事とはなっていません。この背景には、栄養士や調理師が乳児院の職員であるため、一時保護施設の側から大きな変更や提案を行うことが難しいという状況があると思われます。一時保護施設の意見を直接反映できる仕組みとしては、たとえば兼務の調理師を配置するなどの方法が考えられるかもしれませんが。

食事は、一時保護施設での制限された生活の中で、子どもたちにとって大きな楽しみのひとつであるとともに、食育という観点からも重要です。食事について、子どもたちの意見を反映する仕組みを取り入れることもぜひ検討してください。

【健康管理】

感染症マニュアルの整備が適切になされており、インフルエンザ発生時の対応や、日々の健康管理（服薬管理）およびアレルギー対応については、保育士の業務の中で丁寧かつ注意深く実施されています。

一方で、入所する子どもの中には、入院が必要なほどではないものの、日常的に医療的ケアを要する場合も想定されます。相談部門の保健師が応援する体制はあるものの、日々の健康管理を担う看護師が不在であるため、十分な体制が整っているとは言えない状況です。前章でも指摘したとおり、一時保護施設専任の看護師の早急な配置を求めます。

【事前に支援の検討が必要な子どもに対する対応】

重大事件にかかる触法少年の受け入れや施設内での性加害、子どもの性の多様性に対する対応などは、小規模な一時保護施設では発生しにくいと考えられがちですが、緊急保護を担う一時保護施設は、不測の事態に対応する役割を有しています。事前にシミュレーションすることでイメージを共有するとともに、対応できる体制を構築し、必要な設備を準備することによって、不測の事態に適切に対応できるように備えておくことは、小規模な一時保護施設においても必要です。

【観察会議・行動観察】

相談部門の担当者を含めた観察会議は、それぞれの子どもについて、一時保護後 2 週間を目安に実施されており、そのほかに週 1 回、一時保護施設の職員のみによるミニ観察会議が実施されています。

ミニ観察会議では、子ども一人ひとりの特性を踏まえた議論が行われ、これまでに蓄積された子ども支援の経験が生かされており、その成果が日々の支援につながっています。

一方で、子どもの可能性を見出すためには、複数の仮説を立てることが必要であり、そのためには多職種からの意見が欠かせません。現場には経験豊富な保育士による十分な支援力が備わっていますが、さらに子どもに対する理解を深めるためには、一時保護施設の職員だけでなく、担当児童心理司や保健師などの専門職による見立ても参考にして、アセスメント力の向上をめざすことが望まれます。こうした積み重ねがエビデンスに基づいた確かな支援につながります。

【相談部門との連携】

相談部門と一時保護部門がシステムを共有していることから、一時保護施設においても、子どものケース記録をリアルタイムで確認することができます。また、必要に応じて互いに直接出向いて情報共有が行われています。さらに、一時保護施設から伝えられた子どもの言動や生活の様子は、相談部門による保護者対応にも生かされ、一時保護施設と相談部門との連携のみならず、保護者への間接的な支援にもつながっています。

今後は、観察会議の場などを活用し、リービングケアやアフターケアを含めた子ども支援の全体像への理解をさらに深め、連続的な支援につなげていくことが重要です。その際、一時保護部門の専門性を生かし、「生活の中から見た子どもの言動の分析」に自信をもって共有することで、「支援の価値」がますます高まることが期待されます。

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.36	緊急保護を適切に行っているか	A
No.37	一時保護施設における生活面のケアを適切に行っているか	B
No.38	レクリエーションのための環境やプログラム等を適切に提供しているか	B
No.39	食事を適切に提供しているか	B
No.40	こどもの入浴は適切か	B
No.41	こどもの衣服を適切に提供しているか	A
No.42	こどもの睡眠は適切か	B
No.43	こどもの健康管理を適切に行っているか	B
No.44	こどもの教育・学習支援を適切に行っているか	C
No.45	無断外出を行うこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.46	未就学児に対して適切な保育を行っているか	A
No.47	こどもとこどもの家庭に関する情報等について、適宜相談部門と共有しているか	A
No.48	一時保護中のこどもについて行動観察を適切に行っているか	A
No.49	行動観察を基に適切な行動診断を行っているか	B
No.50	行動診断や援助指針（援助方針）に沿った支援方針に基づく個別ケアを行っているか	A
No.51	総合的なアセスメントや援助指針（援助方針）の決定に際して、一時保護施設としてその判断に加わっているか	A
No.52	一時保護中において、こどもの変化に応じた支援方針の見直しや援助指針（援助方針）の見直しの提案を行っているか	B
No.53	親子関係再構築支援の視点をもって、家族等との面会や家族等に関する情報提供等を適切に行っているか	B
No.54	こどもの性的問題に対して適切な対応を行っているか	B
No.55	他害や自傷等の行為を行う可能性のあるこどもに対して適切な対応を行っているか	A
No.56	重大事件に係る触法少年に対して適切な対応を行っているか	B
No.57	障害児（発達障害、知的障害、身体障害等）を受け入れる場合には、適切な対応や体制確保を行っているか	B
No.58	健康上配慮が必要なこどもを受け入れる場合には、適切な対応・体制確保を行っているか	B
No.59	一時保護施設からの退所に向けて、こどもに対して必要な支援を行っているか	A
No.60	一時保護施設からの退所にあたり、関係機関等に対し必要な情報を適切に提供しているか	A

第IV部 一時保護施設の管理運営

総 評	
現状と課題（良い点、改善が必要な点）、今後の取組みに関する提案 等	
<p>【業務マニュアル等の確保】</p> <p>業務運営に関する対応や事故防止、防災対応、感染症対応等のマニュアルが整備され、それらの見直しも適宜行われており、職員の基本の対応手順が整えられています。また、生活場面では、子どもの特性に応じた対応や感染症に罹患した際の対応等必要な対応を確実に実施できるよう、各職員が意識して業務に従事しています。</p> <p>もっとも、子どもの状況により臨機応変に対応することは必要ですが、勤務職員が少ないため、個人の裁量に左右される場面も多いようです。現地調査時は保護児童が少なく、経験を積んだ職員により対応ができていましたが、保護児童が増えることで業務対応に苦慮する場面も増えることが危惧されます。</p> <p>子どもの視点での生活の確保について、どの職員も同様の支援ができるよう、マニュアルに加えて、対応例やQ & Aを作成することや、子どもと一緒に生活を作ることを基本にした指針を作成することを検討されるとよいと思われます。</p>	
<p>【事業計画】</p> <p>年度単位での事業計画は策定されていますが、その内容は、月ごとの行事計画にとどまっています。年度単位で子どもの視点からの業務改善や職員の育成等目標を盛り込み、実現していくための事業計画が策定されることを求めます。</p>	

<各評価項目の評価>

項目	評価項目	評価結果
No.61	一時保護施設の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順はマニュアル等（安全計画、業務継続計画等）にして明確になっているか	A
No.62	こどもの事故やケガの防止のための安全対策を講じているか	A
No.63	災害発生時の対応は明確になっているか	A
No.64	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.65	一時保護中のこどもの私物について、適切な対応を行っているか	A
No.66	一時保護施設の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.67	一時保護施設としての質の向上を図るための仕組みがあるか	A

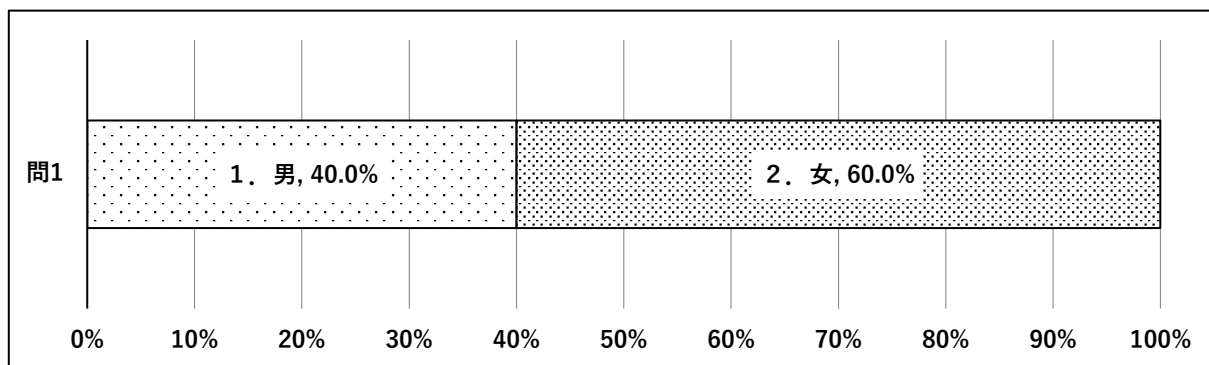
こどもアンケート結果

(2025年7月実施)

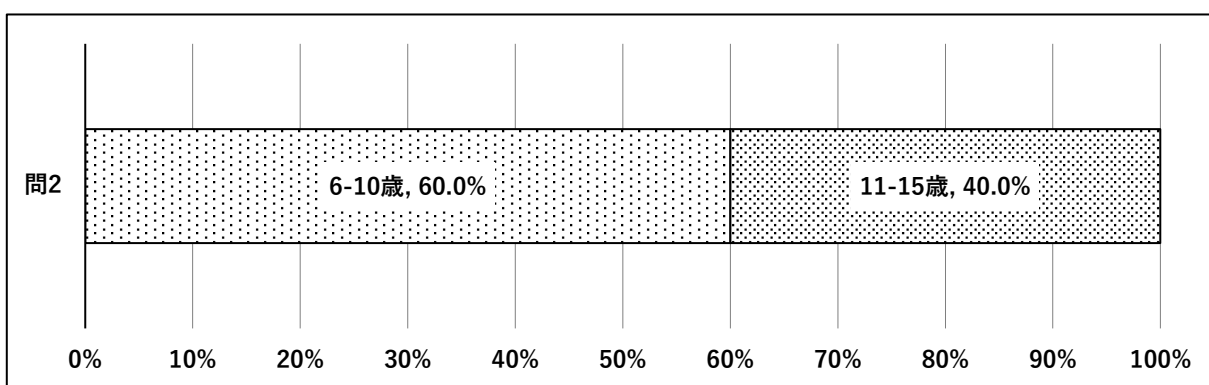
対象：上記期間内に一時保護施設へ入所中の子ども

回答者数：5人

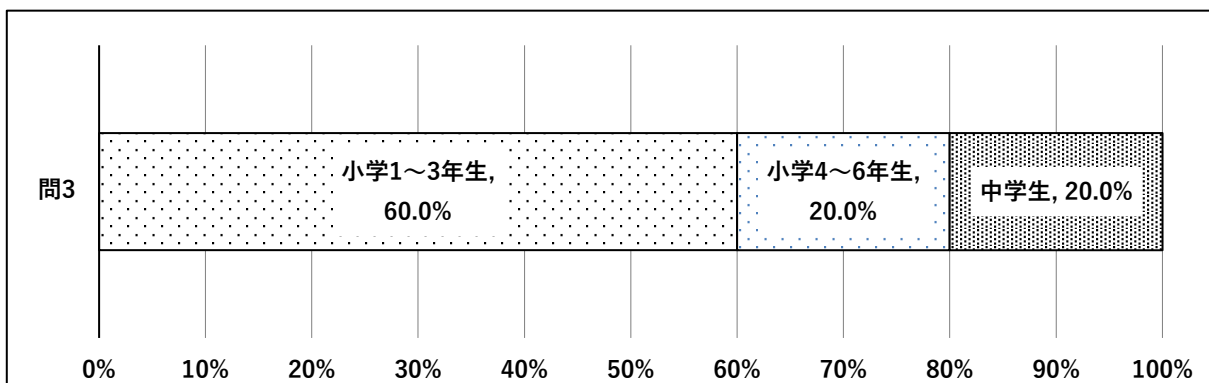
問1 性別は。



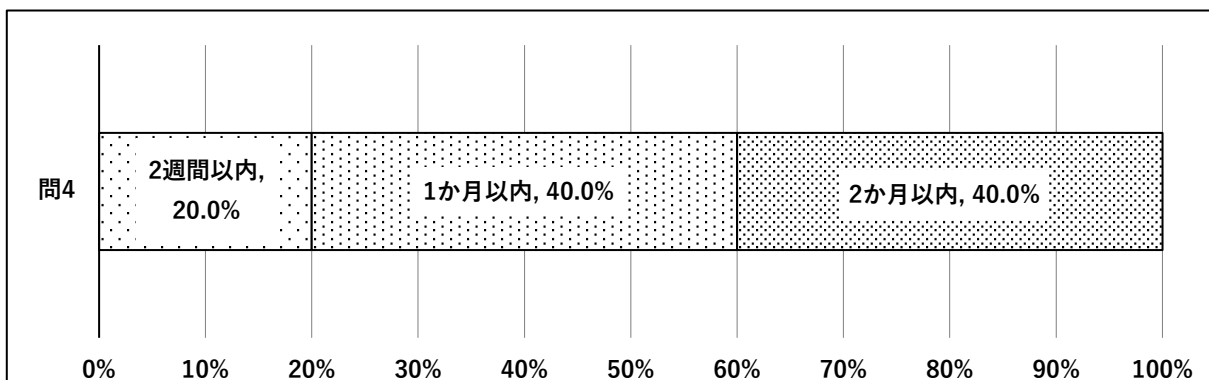
問2 年齢は。



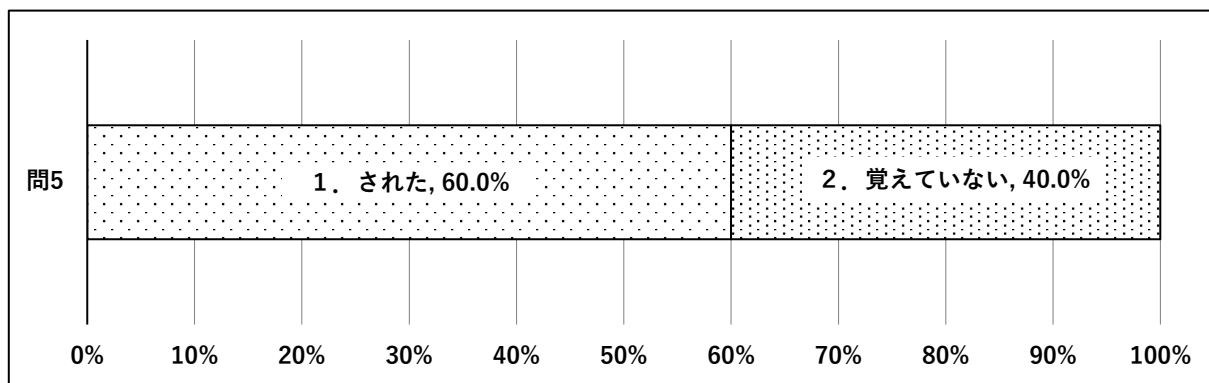
問3 学年は。



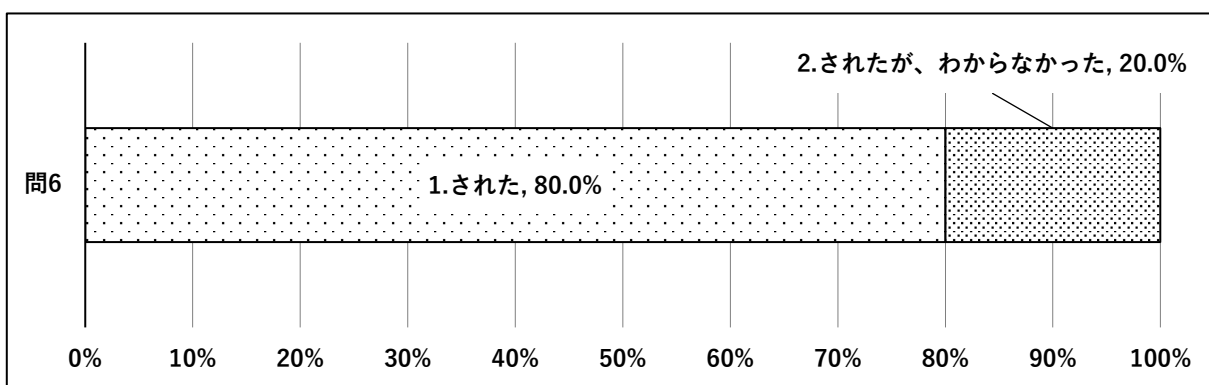
問4 ここ(一時保護施設)に来た日から今日で何日目ですか。



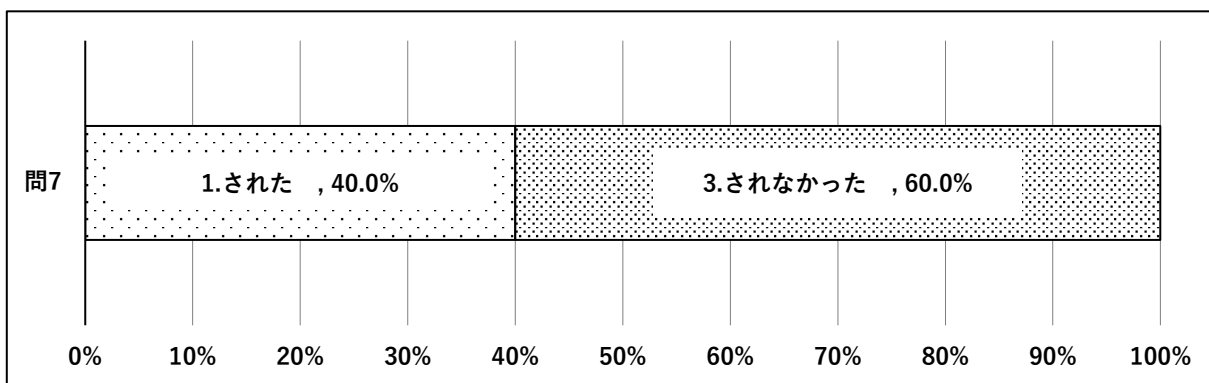
問5 ここに来る前に一時保護施設がどのような所なのか説明されましたか。



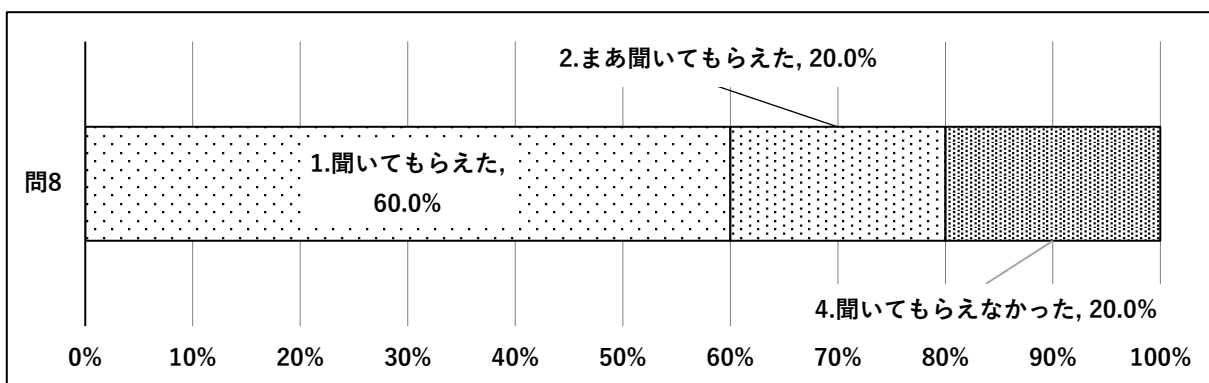
問6 あなたがなぜここで生活することになったのか、その理由を説明されましたか。



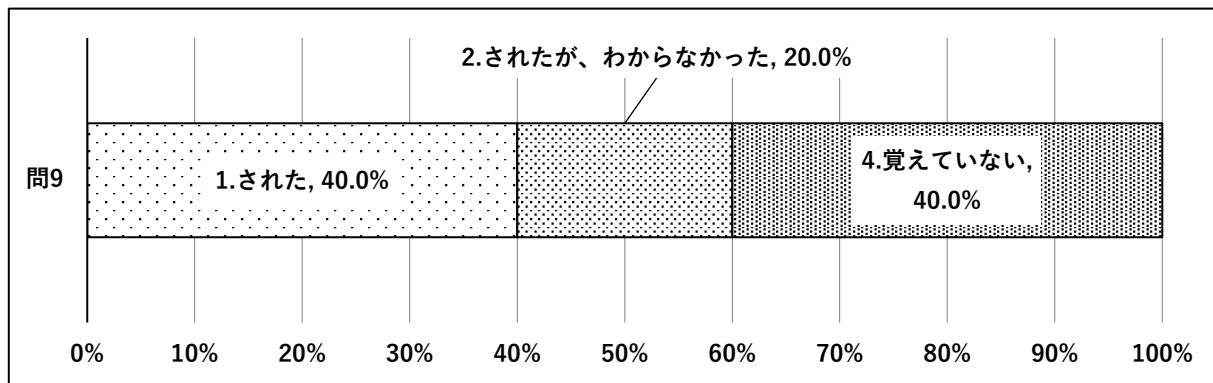
問7 ここには、だいたいいつまでいなければならないのか、今どのような状況なのか、担当の人から話をされましたか。



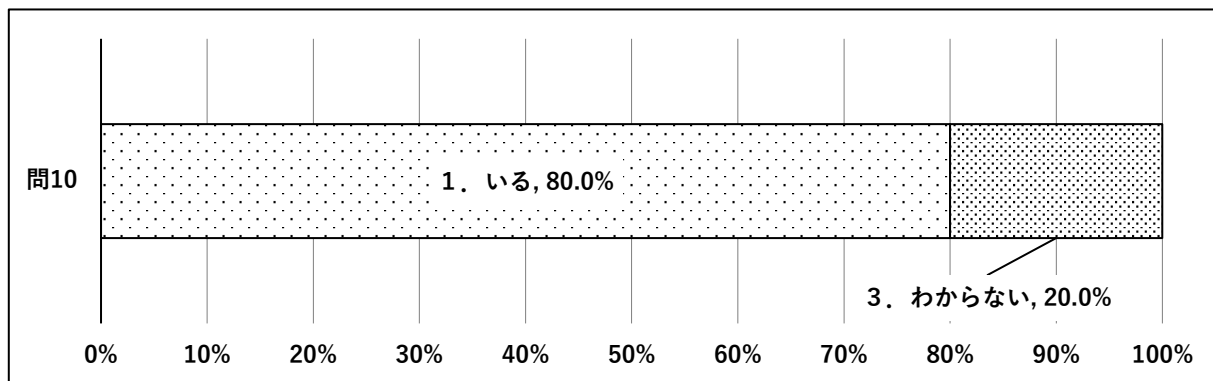
問8 あなた自身のこれまでのことや今後どうしたいか、職員に聞いてもらえましたか。



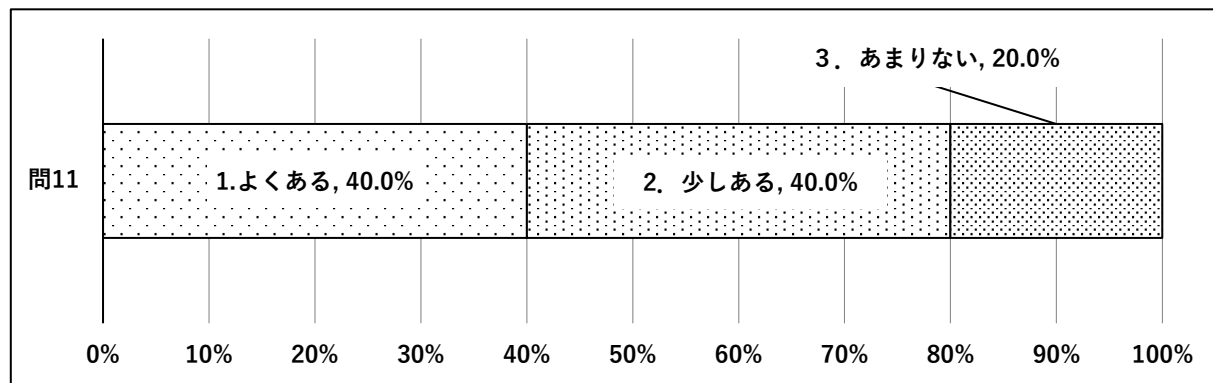
問9 この職員や児童相談所の人から、「こどもの権利」について説明されましたか。



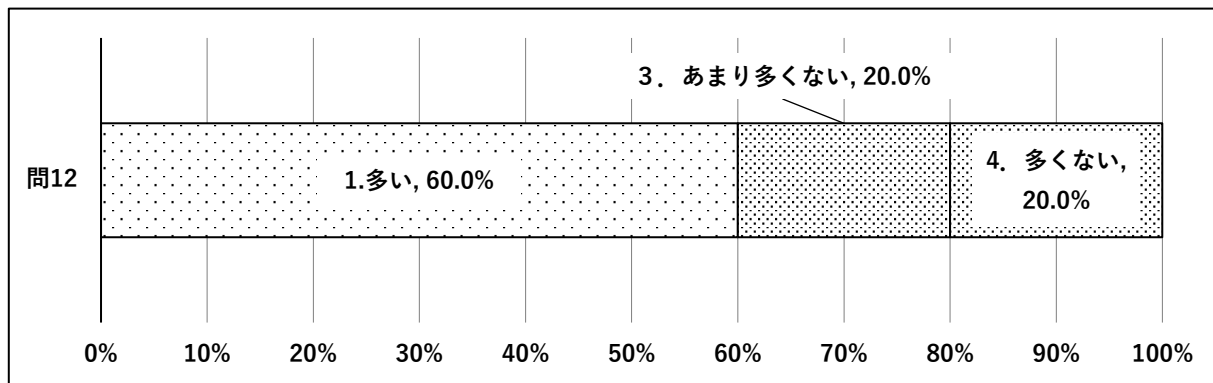
問10 この職員や児童相談所の人で、あなたがなんでも話せる人はいますか。



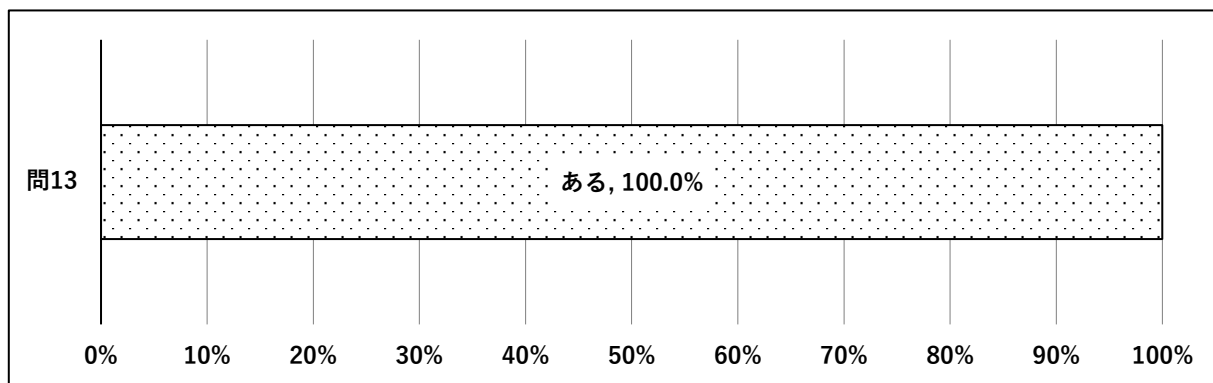
問11 この生活で、職員の人に、大切にされていると感じることはありますか。



問12 自由に過ごせる時間は多いですか。



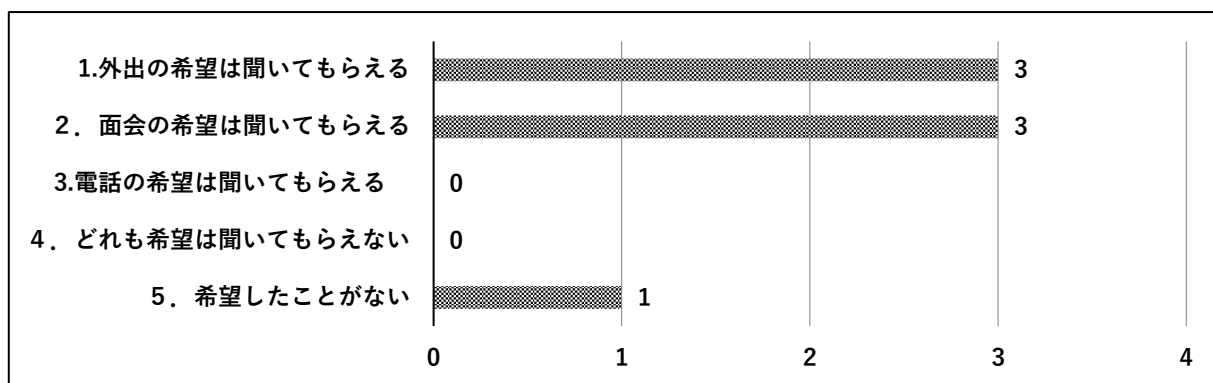
問13 自由時間で楽しいことはありますか。



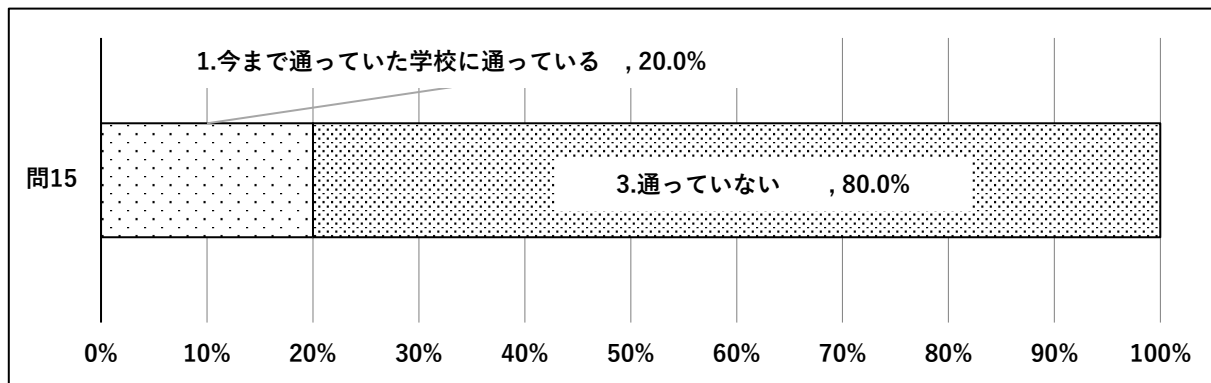
(自由時間で楽しいことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
1人で音楽をかけて、かべとキャッチボール
ウノをすると楽しい。ボール遊びが楽しい。
uno や、トランプ、ボールあそびや、ぬりえが楽しいです。
おりがみとばとみんとん
みんなこい??あぶ (一部解読不能)

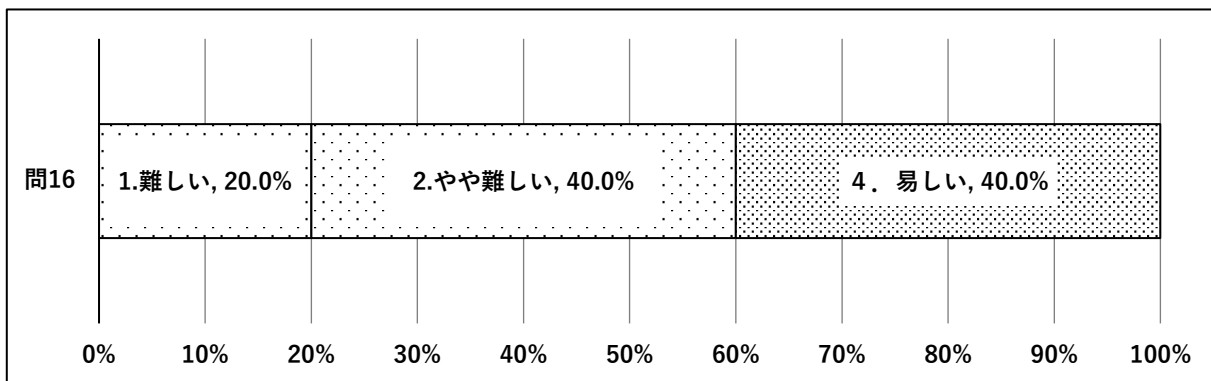
問14 外出や面会、電話など、あなたがしたい時にできていますか。(複数回答可)



問15 ここから学校に通えていますか。

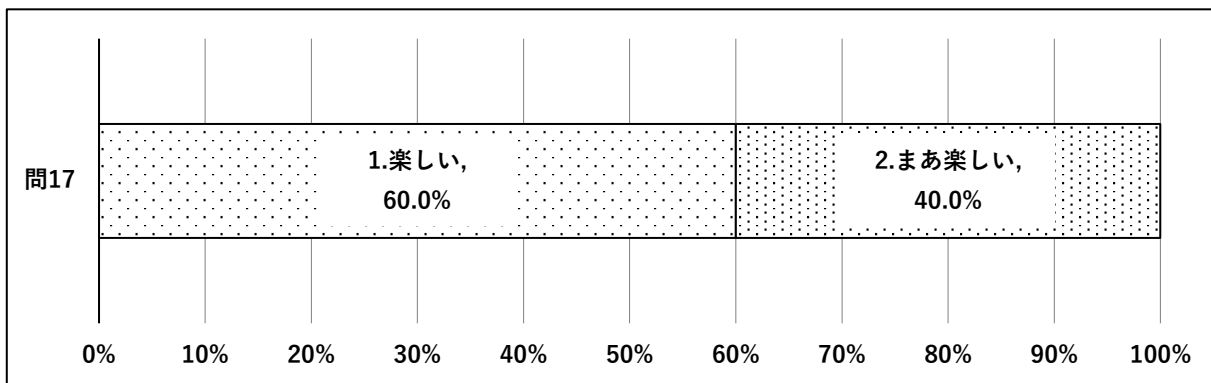


問16 ここで学習している内容は今まで通っていた学校での学習に比べて難しいですか。



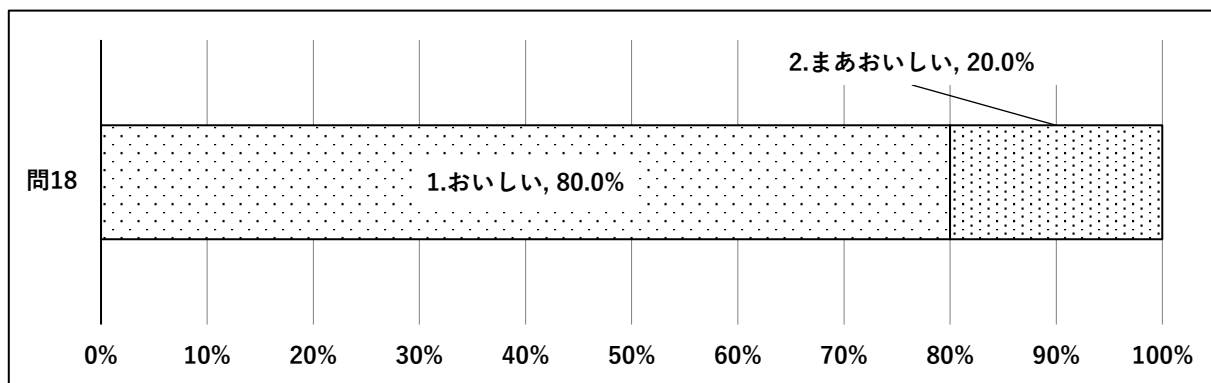
〈欄外コメント〉 (4.易しいに○を付けて) 「(3年生問題)」

問17 学習時間以外の活動(午後の活動等)は楽しいですか。



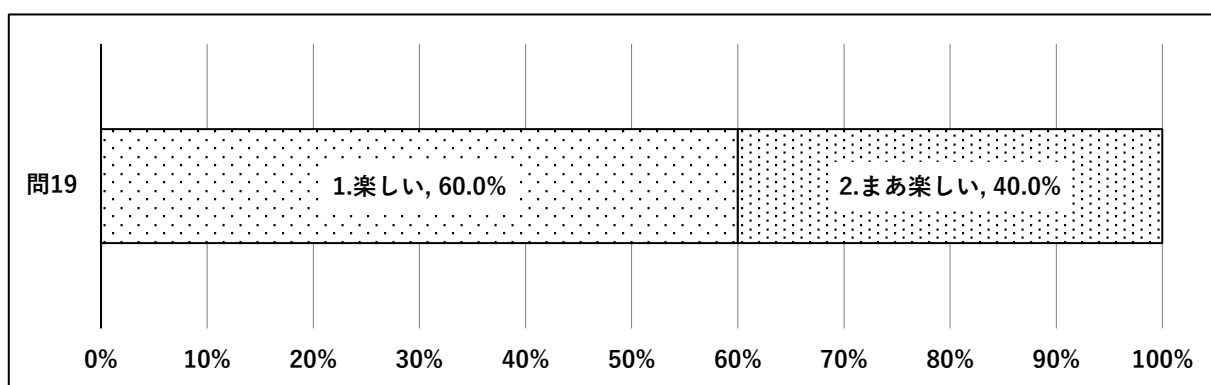
〈欄外コメント〉 (1.楽しいに○を付けて) 「(勉強もしたい)」

問18 食事はおいしいですか。

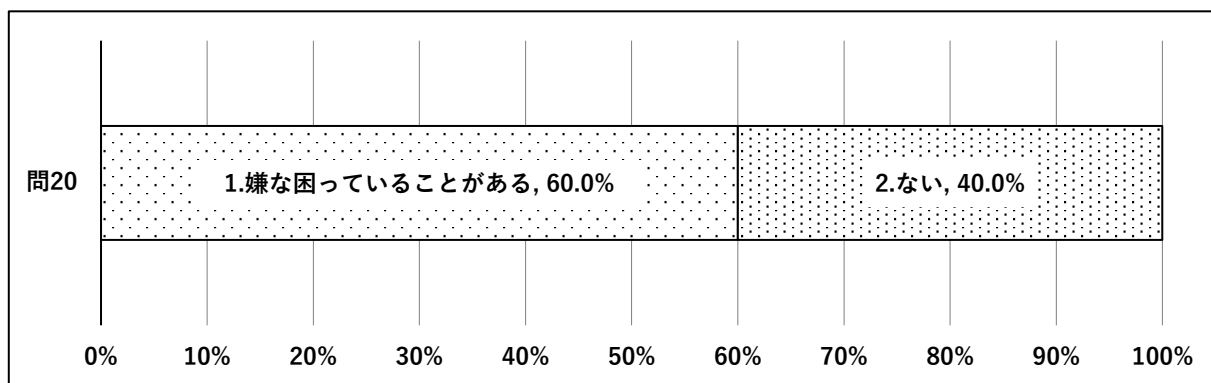


〈欄外コメント〉 (1.おいしいに○を付けて) 「(きれいなたべものもでてくるがおいしい)」

問19 食事の時間は楽しいですか。



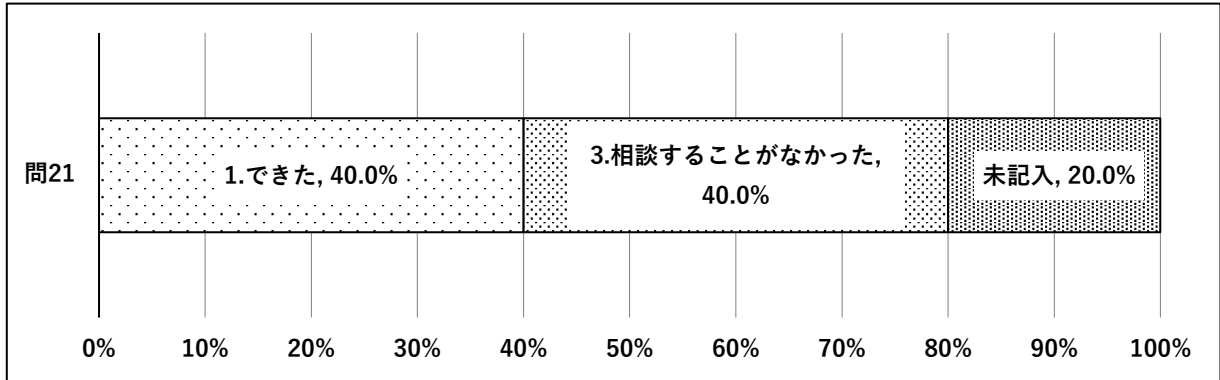
問20 ここでの生活で嫌なことや困っていることはありますか。



(嫌なことや困っていることについて)具体的にどのようなことですか。

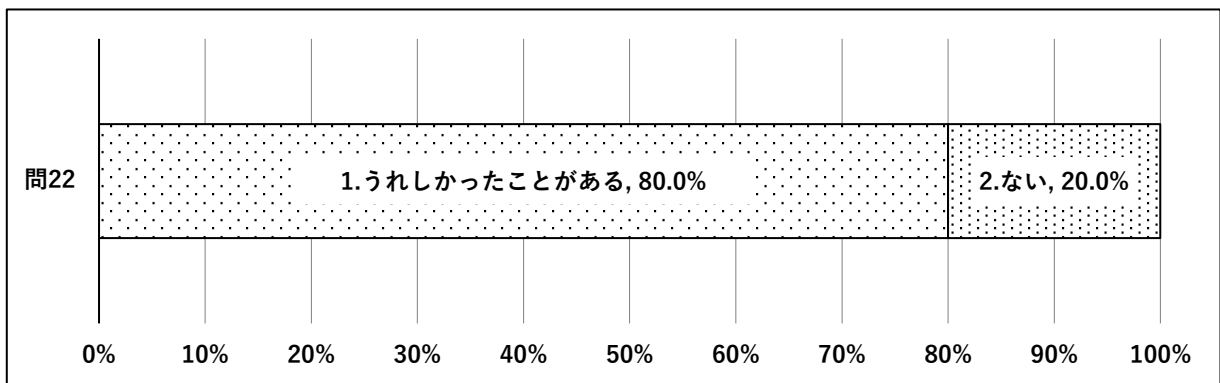
具体的に
2人べやでとなりの人のねぞうが悪くて、上にのっかってきたりして目が覚めるのでいやだ
きたないことをされる。カードに「ガー」といってつばをとばす。勝手に一人できめられる。じまんされて、**たちもいきたくなる。(3年生~1年生) 一人部屋がこわい。
たかれた

問21 不安なことや困ったことなどがあった時に職員に相談できましたか。



〈欄外コメント〉(質問項目は未記入で)「4 たまにできる」

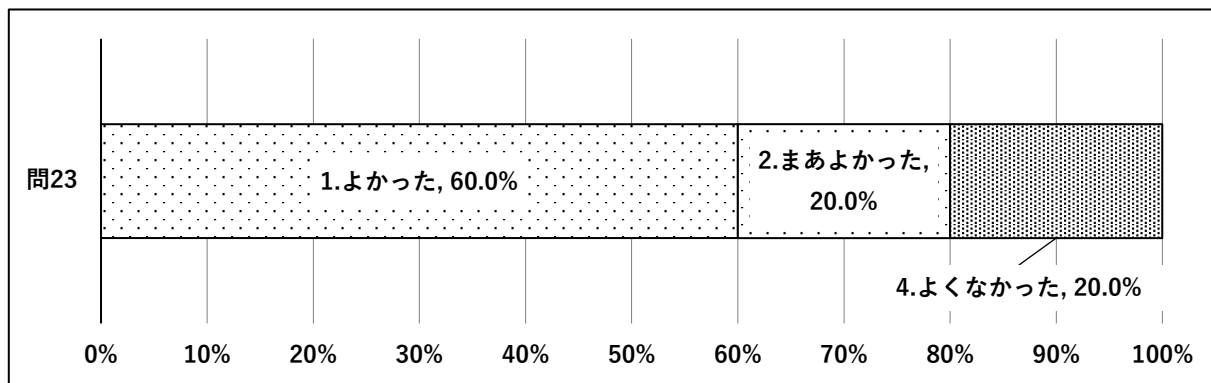
問22 ここでの生活でうれしかったことはありますか。



(うれしかったことについて)具体的にどのようなことですか。

具体的に
いけんばこのねがいがなかった。
みんなと一緒に、uno やトランプができる。先生がやさしい。たんとうの人たちがやさしい。「絵うまいね」と先生にほめられることがうれしい。
そふとばれー
uno とらんぷ

問23 ここでの生活(全体をとおして)はどうでしたか。



問24 ここでの生活で変えてほしいことや、こうなればいいなあと思うことがあれば書いてください。

具体的に
早く帰れたらいいです。
小学生 1~3 年までは 8 じ 10 分までがいい。
二人部屋になりたい。(**さんと) **さんや**さん、**さんがお出かけにいつてきていて、**さんや**さんが、じまんしてくる。高学年とのお出かけもいきたい！ ケンカがないクラスにしたいです。(スゴロクをもう少しながいスゴロクがほしい。) (ジブリの本がほしい。)
一人じめしない！できればお出かけに 2 人 (**さん **) でいきたい。 おたんじょう日までいたら、プレゼントとかをいわってほしい。
おもちゃがふえてほしい。
DVD と ??? とおもちゃ (一部解読不能)